

事 務 連 絡

令 和 8 年 8 月 7 日

熊本県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

令和8年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）

標記災害に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について関係省庁の調整を了としましたのでお知らせいたします。

補助制度の円滑化については、令和8年7月28日付事務連絡「熊本県熊本地方を震源とする地震により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について」においてご連絡したところです。

現行の補助制度では、半壊家屋の損壊家屋等の解体費については補助対象としていないところ、この度、令和8年熊本地震が「特定非常災害」に指定されたことにより、被災市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の解体・撤去費について補助対象とすることとしました。

貴県におかれましては、被災市町村において生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等の解体・撤去が円滑に実施されるよう各市町村に対し周知・徹底を図っていただきますようお願いいたします。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：高橋、島田（施設2係）

TEL：03-5521-8337（直通）

E-mail：hairi-shisetsu@env.go.jp